令和８年度　監理対象出資法人に対する関与の状況

・金額にかかる消費税の取り扱いについては、各団体の会計処理によります。

所管局	団体名	出資及び出えんの額（令和７年度末時点）			財政的支援※1の状況（令和７年度決算）									職員派遣等並びに本市の職員及び本市退職者による役員及び評議員への就任の状況（令和８年７月１日時点）					
									合計(①②③④)		⑤貸付金残高			職員派遣等※2		役員		評議員	
			出資等比率	議決権比率	①補助金	②負担金又は分担金	③交付金	④委託料（公開の競争による選考以外）		総収入に占める割合		資金調達額の総額に占める割合	⑥損失補償残高	役員	職員	本市職員（職員派遣等以外）	本市退職者※3	本市職員（職員派遣等以外）	本市退職者※3
		（千円）	（%）	（%）	（千円）	（千円）	（千円）	（千円）	（千円）	（%）	（千円）	（%）	（千円）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）
大阪港湾局	大阪港埠頭(株)	30,567,856	100.0	100.0	0	0	0	0	0	0.0	2,807,945	39.9	0	0	0	0	1		
大阪港湾局	大阪港埠頭ターミナル(株)	245,800	50.2	54.9	0	0	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0	0	1	1		
都市整備局	大阪市街地開発(株)	342,400	42.8	44.6	0	0	0	0	0	0.0	2,144,809	74.0	754,378	0	0	0	2		
計画調整局	大阪外環状鉄道(株)	7,109,900	28.9	28.9	0	0	0	0	0	0.0	20,985,061	34.9	0	0	0	1	1		
大阪港湾局	(株)大阪港トランスポートシステム	4,173,800	69.6	69.6	0	0	0	0	0	0.0	0	0.0	0	1	0	0	3		
経済戦略局	(株)大阪市開発公社	301,594	33.8	67.0	0	0	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0	0	0	4		
経済戦略局	(株)大阪城ホール	4,505,000	100.0	100.0	0	0	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0	0	0	2		
計画調整局	関西高速鉄道(株)	25,313,750	24.2	28.8	5,532,991	0	0	0	5,532,991	17.8	0	0.0	0	1	8	1	1		
経済戦略局	(公財)大阪観光局	50,000	21.3		0	284,337	0	0	284,337	14.7	0	0.0	0	1	0	1	0	1	0
経済戦略局	(公財)大阪国際交流センター	200,000	100.0		0	0	158,697	0	158,697	87.5	0	0.0	0	0	0	1	1	1	0
経済戦略局	(公財)大阪産業局	35,000	1.4		0	0	945,923	285,905	1,231,828	19.5	0	0.0	0	1	4	0	1	1	0
経済戦略局	(公大)大阪	109,148,789	57.6		5,872,299	0	19,281,167	13,247	25,166,713	23.9	5,031,600	100.0	0	0	14	0	1		
健康局	(地独)大阪健康安全基盤研究所	2,844,669	32.5		13,408	38,788	796,345	28,314	876,855	20.8	0	0.0	0	1	5	0	0		
経済戦略局	(地独)大阪産業技術研究所	4,853,125	33.5		0	0	2,029,219	0	2,029,219	35.3	0	0.0	0	0	3	0	0		
経済戦略局	(地独)大阪市博物館機構	32,540,495	100.0		672,346	0	2,556,837	0	3,229,183	61.9	0	0.0	0	0	6	0	1		
健康局	(地独)大阪市民病院機構	95,901	100.0		0	0	6,464,746	0	6,464,746	11.8	24,157,728	100.0	0	0	5	0	2		
建設局	(地独)天王寺動物園	5,491,662	100.0		3,581,364	0	1,330,340	0	4,911,704	78.8	0	0.0	0	0	4	0	1		
計	17団体	227,819,741			15,672,408	323,125	33,563,274	327,466	49,886,273		55,127,143		754,378	5	49	5	22	3	0

※1「財政的支援」とは、公開の競争による選考によらずに当該法人を相手方として行われる次に掲げる行為をいいます。（当該法人を相手方とすることが法令で定められているもの及び実費弁償として行われるものその他の財産上の利益の供与に当たらないものを除く。）

ア　当該法人の運営又は事業活動を援助することを目的として行われる補助金の交付、金銭の貸付けその他の融資（債務の保証及び担保の提供を含む。）

イ　法令又は条例、規則等に基づく事務の委託及びその対価の支払い。

ウ　負担金又は分担金の交付

エ　本市の支出の原因となる契約その他の取決めの締結及び当該取決めに基づく対価の支払い。

※２「職員派遣等」とは、本市の職員を公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第３条第２項に規定する派遣職員又は同法第10条第２項に規定する退職派遣者として当該法人の役員（取締役、監査役、執行役、理事、監事又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し取締役、監査役、執行役、理事、監事又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）又は従業員の業務に専ら従事しているものをいいます。

※３　大阪市の監理対象団体における大阪市退職者の採用等に関する指針を定める規程第6条第1項第1号及び第2号に該当する者は除いています。